

複合機による複写サービスに関する基本契約書（案）

沖縄県病院事業管理者病院事業局長 本竹 秀光（以下「甲」という。）

（以下「乙」という。）とは、複合機による複写サービス等に関する基本契約を次のとおり締結する。

（複写サービス等料金）

第 1 条 複写サービス等料金は白黒複写等の片面 1 枚につき 円 銭、カラー複写等の片面 1 枚につき 円 銭にそれぞれの枚数を掛けた額の合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。

（複合機の機能追加機器に係る料金）

第 2 条 個別仕様書に記載を行う複合機の機能追加機器の賃貸借に係る費用については、個別機器毎に算定した額の合計に消費税及び地方消費税を加算した額を、前条で算定した額と合算し、一括して請求を行うものとする。

（契約期間）

第 3 条 この契約期間は、契約締結日から令和 12 年 8 月 31 日までとする。

（基本契約に基づく契約）

第 4 条 乙は、本基本契約締結後、本基本契約書第 1 条及び第 2 条の内容に基づき、県立病院の長等と別途、契約を締結するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

氏名 沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本竹 秀光 印

乙 住所

氏名
印